

秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第七号

秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一百五十八条第二項中「いう。）、」を「いう。）、指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）、」に改め、同条第三項中「指定通所介護」という。）」の下に「指定地域密着型通所介護（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）」を加え、同条第四項第二号中「又は」を「若しくは指定地域密着型通所介護又は」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。